

# 議 会 運 営 委 員 会

令和6年8月26日（月）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

---

## 議 題

1 令和6年9月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

資料 1-1、1-2

(2) 会議予定について

資料 1-3

(3) 予算決算委員会の流れについて

資料 1-4

(4) その他

2 令和6年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について

資料 2

3 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

(広報費の導入について)

資料 3

4 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

資料 4

5 令和7年度議員改選に向けた議員定数について

資料 5

6 本会議における請願に対する質疑について

資料 6

7 その他

## 令和 6 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件

## 議案等 (21 件)

〔決算認定 10 件、条例関係 2 件、財産の譲渡 1 件、訴えの提起 1 件、  
規約の変更 1 件、補正予算 3 件、同意 3 件〕

- 認定第 1 号 令和 5 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第 2 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について  
認定第 3 号 令和 5 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
認定第 4 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 5 号 令和 5 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 6 号 令和 5 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
認定について  
認定第 7 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について  
認定第 8 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計決算認定について  
認定第 9 号 令和 5 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について  
認定第 10 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について  
議案第 48 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について  
議案第 49 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
議案第 50 号 財産の無償譲渡について(旧佐野分団 2 班消防ポンプ車庫)  
議案第 51 号 訴えの提起について(旭温泉水有効活用起業支援事業補助  
金)  
議案第 52 号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について  
議案第 53 号 令和 6 年度浜田市一般会計補正予算(第 3 号)  
議案第 54 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)  
議案第 55 号 令和 6 年度浜田市工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)  
同意第 5 号 浜田市教育委員会委員の任命について  
同意第 6 号 浜田市公平委員会委員の選任について  
同意第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（4件）

報告第 14号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 15号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 16号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告  
について

報告第 17号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

## 令和6年9月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 4件、福祉環境委員会 2件、産業建設委員会 1件、  
 予算決算委員会 13件  
 ※即決…1件

## 市長提出議案等（議案21件）

議案等番号	件名	付託先等
認定第1号	令和5年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認定第2号	令和5年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	令和5年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	令和5年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	令和5年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	令和5年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	令和5年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号	令和5年度浜田市水道事業会計決算認定について	〃
認定第9号	令和5年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	〃
認定第10号	令和5年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について	〃
議案第48号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 9月9日即決
議案第49号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議案第50号	財産の無償譲渡について（旧佐野分団2班消防ポンプ車庫）	総務文教委員会
議案第51号	訴えの提起について（旭温泉水有効活用起業支援事業補助金）	産業建設委員会
議案第52号	島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	福祉環境委員会
議案第53号	令和6年度浜田市一般会計補正予算（第3号）	予算決算委員会
議案第54号	令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第55号	令和6年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	〃

同意第5号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会
同意第6号	浜田市公平委員会委員の選任について	〃
同意第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃

請願（0件）

※請願第8号「郷土資料館の建設場所検討に関する請願について」は、継続審査  
（付託先：総務文教委員会）

※請願第11号「学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について」は、継続審査  
（付託先：総務文教委員会）

※請願第12号「訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について」は、継続審査  
（付託先：福祉環境委員会）

市長報告事件（4件）

報告等番号	件名
報告第14号	専決処分報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第15号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第16号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第17号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議会報告事件（1件） 定例会議初日（8月30日報告予定）

議員派遣報告書	(8/19) 令和6年度第2回浜田市議会議員研修会
---------	---------------------------

## 令和6年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等	
8月	26日	(月)	議会運営委員会	全員協議会室	10時～	
			議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～	
	27日	(火)	一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】12時	
			議会改革推進特別委員会	全員協議会室	13時～	
	28日	(水)				
	29日	(木)				
	30日	(金)	1	開会 提案説明	議場	10時～
全員協議会				全員協議会室	本会議終了後	
総務文教委員会				第1委員会室	全員協議会終了後	
福祉環境委員会				第2委員会室	全員協議会終了後	
産業建設委員会				第3委員会室	全員協議会終了後	
31日	(土)	2				
9月	1日	(日)	3			
	2日	(月)	4	一般質問	議場 10時～	
	3日	(火)	5	一般質問	議場 10時～	
	4日	(水)	6	一般質問	議場 10時～	
	5日	(木)	7	一般質問	議場 10時～	
	6日	(金)	8	休会		
	7日	(土)	9			
	8日	(日)	10			
	9日	(月)	11	議案質疑	議場	10時～
				予算決算委員会 (閲覧資料要求決定)	全員協議会室	本会議終了後
	10日	(火)	12	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(水)	13	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(木)	14	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	13日	(金)	15	予算決算委員会 (9月補正審査)	全員協議会室	10時～
	14日	(土)	16			
	15日	(日)	17			
	16日	(月)	18			
	17日	(火)	19	休会		
	18日	(水)	20	休会		
	19日	(木)	21	予算決算委員会 (総務文教)	全員協議会室	10時～
	20日	(金)	22	予算決算委員会 (福祉環境)	全員協議会室	10時～
	21日	(土)	23			
	22日	(日)	24			
	23日	(月)	25			
	24日	(火)	26	予算決算委員会 (産業建設)	全員協議会室	10時～
	25日	(水)	27	予算決算委員会 (予備)	全員協議会室	10時～
	26日	(木)	28	休会		
				討論通告期限		【締切】17時
	27日	(金)	29	予算決算委員会 (附帯意見協議)	全員協議会室	10時～
				対抗討論通告期限		【締切】13時
	28日	(土)	30			
	29日	(日)	31			
30日	(月)	32	採決	議場	10時～	
			全員協議会	全員協議会室	本会議終了後	
			議会運営委員会	第4委員会室	全員協議会終了後	

## 【補足】

## 1 一般質問における説明用補助資料の発信について

- ・ 議員自身がタブレット端末からデータを発信することで提示する。
- ・ 執行部は、議場の座席に配置したタブレット端末で閲覧する。
- ・ 傍聴者は、傍聴席に配置したタブレット端末で閲覧する。

予算決算委員の皆様へ

議会事務局

## 予算決算委員会（令和5年度決算審査）に係る資料及び書式の配付について

以下のとおり資料及び書式を配付します。

### 1 「令和6年9月定例会議 予算決算委員会日程」

（タブレットにアップロード）

### 2 「決算審査に関する資料閲覧要求書」

- ・ 資料閲覧の要求があれば、内容を記載の上、**8月30日（金）正午までに**議会事務局へ提出してください（担当課が所有している既存資料の閲覧に限ります。決算審査に関係ない資料の閲覧を要求することや、新たに資料を作成するよう依頼することはできません。個人の秘密を害することになる事項に関する事務等については検査することができません）。
- ・ 書式のデータはワードで用意しています（メールで送ります）。

### 3 「予算決算委員会質疑(決算審査)発言通告書」

- ・ 委員会当日、質疑を行いたい事項があれば、**9月12日（木）午後3時まで**に議会事務局へ提出してください。
- ・ 書式のデータはエクセルとワードの両方あります（メールで送ります）。  
（事業番号を入力すると自動で事業名が出るのでエクセルデータ推奨）

※上記の2つの書式について、事務作業効率化のため、データでの提出をお願いします。

### 4 「決算審査の参考資料」(タブレットにアップロード)

決算審査のねらい等をまとめていますので、審査の参考にご一読ください。

## 令和6年9月定例会議 予算決算委員会日程

★令和5年度決算審査については事前通告制で所管委員会ごとの審査です。

★この日程はあくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おください。

質疑通告数によっては午後5時以降も審査を続ける場合や、予備日(9月25日)を使用する場合があります。

月	日	曜日	議会日程	予算決算委員会関係の流れ
8月	26日	月	・議会運営委員会(決算資料配付) ・議会広報広聴委員会	資料閲覧要求書、発言通告書等を委員へメールで送信
	27日	火	・説明用補助資料〆切(正午)	
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金	・本会議 提案説明 ・全員協議会 ・3常任委員会	<b>決算審査に係る資料閲覧要求〆切(正午)メール推奨</b> (全員協議会において議選監査委員による説明)
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月	・一般質問	
	3日	火	・一般質問	
	4日	水	・一般質問 (・議会運営委員会)	
	5日	木	・一般質問	
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	・本会議 議案質疑、委員会付託 ・ <b>予算決算委員会(委員のみ)</b>	予算議案・決算議案の付託、検査検閲権の委任 閲覧要求資料の決定、今後の流れの確認(終了後、評価試行事業決定) 午後2時～午後3時30分:閲覧資料の搬入(第1委員会室)
	10日	火	・総務文教委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	11日	水	・福祉環境委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	12日	木	・産業建設委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧 <b>決算審査に係る発言通告書〆切(午後3時)※メール推奨</b>
	13日	金	・ <b>予算決算委員会</b>	令和6年度9月補正予算の審査 午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬老の日	
	17日	火		午前10時～11時:閲覧資料の搬出(第1委員会室)
	18日	水		
	19日	木	・ <b>予算決算委員会</b>	昨年度の附帯決議に対する対応状況報告、質疑 令和5年度決算審査(総務文教委員会関係)
	20日	金	・ <b>予算決算委員会</b>	令和5年度決算審査(福祉環境委員会関係)
	21日	土		
	22日	日	秋分の日	
	23日	月	振替休日	
	24日	火	・ <b>予算決算委員会</b>	令和5年度決算審査(産業建設委員会関係) 採決、審査のまとめ(委員のみ)
	25日	水	・ <b>予算決算委員会(予備日)</b>	(審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う)
	26日	木	・討論通告期限(午後5時)	
	27日	金	・ <b>予算決算委員会(委員のみ)</b> ・対抗討論通告期限(午後1時)	附帯意見[決議]の協議・完成(休憩中、事務事業評価試行)
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	・本会議 委員長報告、採決、散会 ・全員協議会 ・議会運営委員会	委員長報告

【留意事項】

★開催場所は**全員協議会室**です。質疑者及び答弁者はマイクを通して発言してください。

★令和6年度9月補正予算の審査は通告制ではありませんが、令和5年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査です。

決算審査の委員の発言順は、各常任委員会ごと、会計ごとの主要施策等実績報告書の整理番号順(同じ番号で通告者が複数いる場合は議席番号の若い順)とする予定です。

★**決算審査については、通告数によっては午後5時以降も審査を続ける場合や、翌日に繰り延べる場合、予備日を使う場合がありますのでご注意ください。**

★9月9日(月)、9月27日(金)の予算決算委員会は委員のみで行います。(執行部の出席はなし)

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

※ 審査内容

9月	9日	月	予算決算委員会 (委員のみ)	閲覧要求資料の決定、審査日程の確認 (事務事業評価試行実施事業決定)
	13日	金	予算決算委員会 (9月補正予算関係)	◎令和6年度9月補正審査
	19日	木	予算決算委員会 (総務文教委員会関係)	◎ <u>昨年度の予算決算委員会の附帯決議に対する対応状況を担当部長から報告⇒委員からの質疑</u> ◎令和5年度決算審査 一般会計 駐車場事業特別会計
	20日	金	予算決算委員会 (福祉環境委員会関係)	◎令和5年度決算審査 一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 ◎令和5年度決算審査 農業集落排水事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計
	24日	火	予算決算委員会 (産業建設委員会関係)	◎令和5年度決算審査 一般会計 ◎採決、審査のまとめ(委員のみ)
	25日	水	予算決算委員会(予備日)	(審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う)
	27日	金	予算決算委員会 (委員のみ)	(事務事業評価の試行) ◎附帯意見[決議]の協議・完成

**提出〆切 8月30日(金) 正午**

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議席番号 \_\_\_\_\_ 番、氏名 \_\_\_\_\_

**決算審査に関する資料閲覧要求書**

令和 5 年度決算審査に当たり、下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月10日(火) 午前8時30分～13日(金) 午後5時15分まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室
3. 閲覧を求める資料

①事業名：実績報告書 p \_\_\_\_\_、No. \_\_\_\_\_

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細： \_\_\_\_\_ ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類  
 [ \_\_\_\_\_ ]

②事業名：実績報告書 p \_\_\_\_\_、No. \_\_\_\_\_

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細： \_\_\_\_\_ ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類  
 [ \_\_\_\_\_ ]

③事業名：実績報告書 p \_\_\_\_\_、No. \_\_\_\_\_

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細： \_\_\_\_\_ ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類  
 [ \_\_\_\_\_ ]

# 《記載例》

令和6年 月 日

提出〆切 8月30日(金) 正午

- ★決算審査に当たり、執行部が保管している資料の閲覧要求ができます。  
決算審査に関係ない資料や執行部が持ち合わせない資料の閲覧請求、新たな資料作成の依頼はできません。
- ★個人の秘密を害することとなる事項に関する事務等については検査することができません。

## 決算審査に関する資料閲覧要求書

令和5年度決算審査にあたり、下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月10日(火) 午前8時30分～9月13日(金) 午後5時15分まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室
3. 閲覧を求める資料

後で追加請求のないよう、  
閲覧したい資料の詳細を記入してください。

①事業名：実績報告書 p 115、No.85 ○○○事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細： ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[ 契約に至るまでの詳細が分かる仕様書等資料 ]

②事業名：実績報告書 p 123、No.99 △△△事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細：○○業務に係る書類 ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[ ××の経費内訳が分かる書類 ]

③事業名：実績報告書 p 218、No.156 ●●●事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類  
 契約に基づく事業実績が分かる書類  
 全部  
 一部 [詳細： ]  
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[ ○○の利用状況が分かる書類 ]

通告期限

9月12日（木）午後3時

令和 6 年  
時

NO.  
月 分

日  
受領

# 予算決算委員会(決算審査) 質疑発言通告書

議員名：

記入の方法

通告内容は所管委員会別に内容を具体的に記載してください。  
関連資料、書類名及びそのページも記載してください。

## 令和5年度決算

総務文教 委員会関係 質疑項目	① #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	② #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	③ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
福祉環境 委員会関係 質疑項目	④ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	④ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	⑤ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
産業建設 委員会関係 質疑項目	① #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	② #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	③ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
監査委員 への質疑	④ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.
	⑤ #N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.

令和 6 年 月 日

番 氏 名

浜田市議会議長 笹田 卓 様

通告期限 **9月12日（木）午後3時**

# 《記載例》

令和 6 年 月 日

NO.

事務局記入  
箇所

日  
受領

## 予算決算委員会（決算審査）質疑発言通告書

議員

記入の方法

通告内容は所管委員会別に内容を具体的に記載してください。  
連資料、書類名及びそのページも記載してください。

### ○望ましい記載例

令和5年度決算

総務文教 委員会関係 質疑項目	①	文化振興事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 287	P. 174
		・スクールコンサート補助金の内容				
		- 自動入力(Excelのみ)				
	②	はまだ暮らし応援事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 39	P. 44
		・インターンシップ事業の経費内訳、得られた効果				
③	まちづくり総合交付金事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 36	P. 43	
	・地域課題解決の内容状況 ・制度改正検討委員会の検証状況					
④		について		NO.	P.	
⑤	事業の何について、どの数字について知りたいのかを、 ポイントを押さえて具体的に記入してください。 複数課・支所にわたる事業のときは項目を明確に！					
				・関連資料名と ページを記入し てください。		

### ×分かりにくい記載例

福祉環境 委員会関係 質疑項目	①		について		NO.	P.
	②	放課後児童クラブ設置事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 79	P. 64
	③	歳入	について	一般会計・特別会計決算書	NO.	P. 39-40
	④					P.
	⑤					P.
	× 事業名のみ、具体的な内容の記載がないもの × 大まかすぎてポイントが分からないもの					

産業建設 委員会関係 質疑項目	①					P.
	②	・所管委員会別に記載してください。 ・事業番号を入力すると事業名が自動的に出てきます。 ・事業名の下段の〔 〕には、質問の具体的な内容を記載してください。 ・何の数字について聞きたいのか、ポイントを押さえて記載してください。 ・1つの事業が複数の課・支所にわたるときは、どの項目についてなのか 明確にしてください。				
	③					P.
	④					P.
	⑤	発言通告書を提出した後に質疑不要となった場合は、 <u>通告の取下げが できます。担当書記に申し出てください。</u>				

監査委員  
への質疑

令和 6 年 月 日

番 氏 名

浜田市議会議長 笹田 卓 様

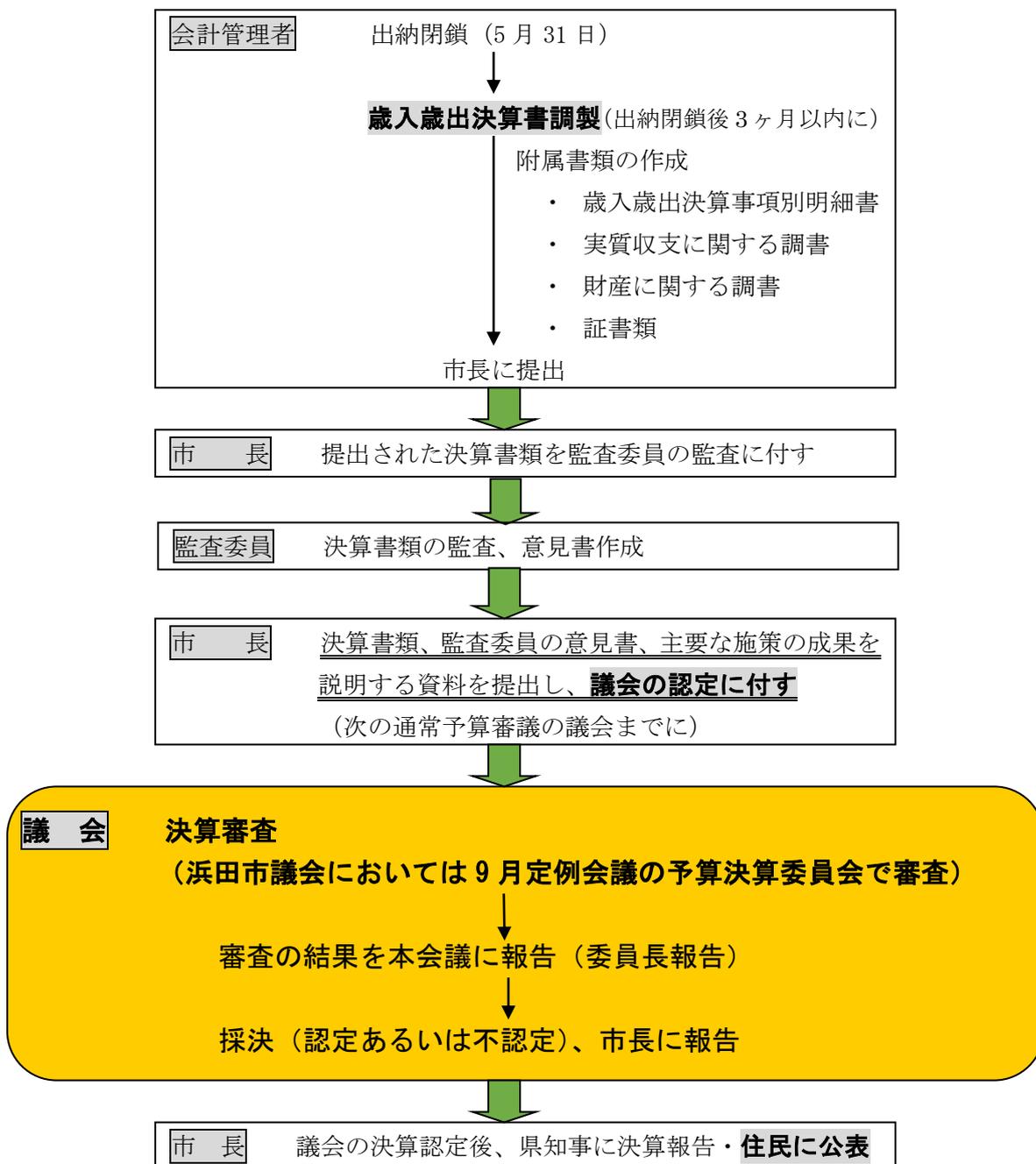
# 決算審査の参考資料

## 1. 決算認定について



決算認定とは、議会が一会計年度の歳入歳出予算の執行実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいう。（地方自治法 96 条 議決事件の一つ）

\* 決算の調製から認定、公表までの流れ （地方自治法 233 条参照）



## ★ 決算審査のねらい

予算審議により予算を確定させたのは議会



その責任と権限に基づいて、予算がその後どのように執行され成果をあげたかを検証・確認し、次年度の予算編成や事業執行に役立てる。

## ★ 着眼点

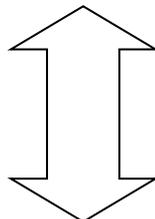
議会自体の立場から、監査委員とは別個の考え方にたって審議する。

### 監査委員の審査における着眼点

- \* 市長の予算執行が法令や規則に従って公正、適法、能率的に行われたか？
- \* 計算に間違いがないか？
- \* 実際の収支が支出命令等に符合しているか？



- ・ 財務管理または事業の経営管理に専門的な知識をもつ第三者の立場
- ・ 会計的な数字を基礎にして帳簿と証書類を照合するなど克明に検討し確認



監査委員と議会とでは、決算審査の着眼点が異なる

### 議会の審査における着眼点

- \* 予算が適正に、合理的に執行されているか？
- \* 事業計画はうまく進んでいるのか？
- \* 議会の意思は尊重されたか？
- \* 住民福祉の成果はどうか？
- \* 最小限の費用で最大限の効果を挙げているのか？
- \* 財政運営の健全化は保たれているのか？



- ・ 監査委員の決算審査意見書を踏まえ、議決した予算の執行の効果を大局的に審査
- ・ 行政、財政の計画及びその運営から事業執行による効果に至るまで、行政の全体を捉え、掘り下げる

## ★ 審査する点【具体例】

- ① 歳入は予算に計上されたとおり確保されたかどうか。  
また調定額の何パーセント収入ができたか。
- ② 歳出は予算に計上したとおり執行されたかどうか。
- ③ 歳入の減少に伴い、歳出の執行をどう按配したか。
- ④ 予算の執行に当たり、期待した行政効果を収めることができたかどうか、行政効果との比較。
- ⑤ 予算執行の結果として、財政の構造はどう変わったか。



### ■ 歳入について

- ① 歳入の確保ができたかどうか。
  - ・ 税収入は予定どおりの確保か、また収入未済額の原因、その処置はどうか。
  - ・ 不納欠損、滞納繰越額の原因とその処理及び前年度との比較
  - ・ 過誤納金の還付は適切に行われているかどうか。
  - ・ その他の歳入確保のために適切な措置が講ぜられたかどうか。など
- ② 債権の放棄が、適切妥当に行われたかどうか。
- ③ 予算に計上した額を超えた収入があればその理由。

### ■ 歳出について

- ① 予算の超過又は予算外の支出はないか。
- ② 費目及び予備費の流用が不当に行われなかったかどうか、交際費、食糧費、旅費等予算超過の支出はないかどうか。
- ③ 法令、規則に違反した、また事実と相違した支出その他違法不当な支出がなされていないかどうか。
- ④ 予算に比べ、不用額の多い理由、予算不用の見通しが正しかったか、誤っていたか。
- ⑤ 予定した歳入の減少に対し、歳出の執行をどう措置したか。
- ⑥ 財源を無視して支出する等、予算執行上、傲慢な点はないか。

### ■ 行政効果について

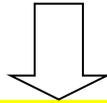
- ① 行政の執行が、予算で見込んだとおりの効果をあげられたか、あげられないとすればその欠陥の所在と是正策はどうしたか。
- ② 工事が計画どおり完成したか、設計変更の理由とその効果の比較。
- ③ 今後の行政の重点はどこにおかれるべきか。



## 2. 審査の結果について

決算は議会の議決で認定するので不認定もあり得るが、不認定とした場合でも、すでに支出した金額に異動を生じたり支出の効果がなくなったりするものではない。

大部分認定だが、一部に違法な部分や不適切な部分があった場合

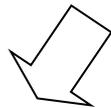


**議会の意見をつけて決算を認定することができる**

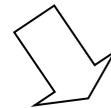
**(附帯決議をつけ、長に対して警告する)**

\* 不認定にした場合、附帯決議をつけることはできない

- ・ 違法と認める事項……違法な予算執行である場合
- ・ 不当と認める事項……妥当な予算執行でない場合
- ・ 特に留意すべき事項……違法性等はないが次年度の予算編成に反映すべき点等、指摘事項がある場合
- ・ 監査委員の審査意見に対する意見……審査意見に対する委員会の意見がある場合
- ・ その他……上記以外に付すべき意見がある場合



**長は次年度の予算  
編成と財政運営に  
生かす**



**議会は予算審議と  
財政運営の批判・指  
導に役立てる**

\*\*\*\*\*

参考著書： 地方議会運営事典 地方議会運営研究会編集（ぎょうせい）  
最新 詳解議員提要 中島正郎著（ぎょうせい）  
地方自治法関係実務事典 地方自治関係実務研究会編著（第一法規）  
議会運営の実際 10、18 地方議会研究会編著（自治日報社）  
議員必携 全国町村議会議長会編（学陽書房）  
決算の見方・つくり方 決算実務研究会編著（学陽書房）  
地方議会人 全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集

\*\*\*\*\*

## 決算質疑における留意点



### ★予算決算委員会における質疑の改善点

- ① 疑義をただす場であるのに、答弁を必要としない質疑は自分の意見の開陳であるだけであり、質疑として不適當であること
- ② 款や項の予算金額における疑義に対する質疑が非常に少なく、事業についての内容の説明を聞く質疑になってしまっていること → 質疑のきっかけにすることはいいがそれだけでは不足
- ③ スクラップ&ビルドを踏まえ予算に即して優先順位をつけるかたちでの質疑が少なく、現状肯定であること
- ④ ほかの市町村の状況を執行部に聞くより、自分で調べる必要あり
- ⑤ 決算における審議・審査に全く触れていないこと
- ⑥ 実際に必要である金額について、他市町村を参考に算出していないため、執行機関の答弁に反論ができていない
- ⑦ 論拠や証拠のない質疑
- ⑧ 住民からの意見・要望をただ伝えるだけの質疑



### ★決算審議にあたっての着眼点

#### 歳入

- ① 予算で見込んだ収入額は適當だったか。
- ② 税収入は予定通りあがったかどうか。
- ③ 収入未済額はなぜ生じたか。
- ④ 予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。
- ⑤ 補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすればその理由は何か。
- ⑥ 会計相互間で繰出、繰入は計画とおりに行われたか。計画とおりに行われなかったとすればその理由は何か。
- ⑦ 財産、物件の売り収入は予定通り収入できたか。減収があった場合、その理由は何か。
- ⑧ 起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかったとすればどのような事情によるか。



## 歳出

- ① 費目の流用が不当に行われなかったか。予算超過の支出はないか。
- ② 法令に違反した支出が行われてないか。
- ③ 予算額に比べて支出の執行はどうか。
- ④ 多額の不用額が生じた場合その理由は何か。
- ⑤ 予備費の使用が不当に行われなかったか。
- ⑥ 予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ⑦ 行政執行が予算で見込んだとおりの効果をあげることができたか。

(株) 地方議会総合研究所 廣瀬 和彦 氏

「効果的な予算・決算の審議手法を考える」研修会資料より

## 令和 6 年 9 月 浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(陳情受付件数 1 件)

○総務文教委員会 0 件、福祉環境委員会 0 件、産業建設委員会 1 件、  
議会運営委員会 0 件 計 1 件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0 件

陳情 番号	件名	付託先案
152	総合振興計画等で市が言う「儲かる農業」とはど ういう状態なのか？や「農業所得の向上」の説明 を求める陳情について	産業建設委員会

※陳情第 150 号「商業支援事業補助金に関する陳情について」は、継続審査  
(付託委員会：産業建設委員会)

## 広報費の導入について（各会派の意見）

### 1 対象経費の案分割合等について

対象とする経費	案分割合	上限額
広報紙等（作成費、発送費）	【山水海】 1/2 【超党みらい】 1/3 【創風会】 1/5 【公明クラブ】 1/2	【山水海】 なし 【超党みらい】 広報費として政務活動費の 1/4 【創風会】 4 万円 【公明クラブ】 なし
ホームページ等（HP、ブログ、有料版 SNS の開設費、管理費）	【山水海】 1/2 【超党みらい】 1/3 【創風会】 1/5 【公明クラブ】 1/2 HPは無料版を活用	【山水海】 なし 【超党みらい】 広報費として政務活動費の 1/4 【創風会】 4 万円 【公明クラブ】 なし

### 2 広報紙等に関する検討事項について

検討事項	会派意見
議員の顔写真のサイズの制限	【山水海】 要 A4 の 1/5 【超党みらい】 要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定 【創風会】 要 5 cm × 5 cm 程度 【公明クラブ】 要 3 cm × 2 cm
議員のプロフィールの内容の制限	【山水海】 要 議員としての役職及び浜田市議会の HP に掲載内容→この程度が適切と判断 【超党みらい】 要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定 【創風会】 要 議員としての役職のみ 【公明クラブ】 要 議員としての役職のみ
写真（個人・集団）や市政とは関係ない記事の割合の制限	【山水海】 要 A4 の 1/5 【超党みらい】 要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定 【創風会】 要 全て 【公明クラブ】 要 できる限り乗せない方が良い
政治信条、選挙公約的な文言、政党や後援会に関する記載の制限	【山水海】 要 掲載なし→公費充当の故であり、最初は厳しくスタート 【超党みらい】 要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定 【創風会】 要 全て 【公明クラブ】 要 政務活動費を活用するのであれば、載せない方が良い

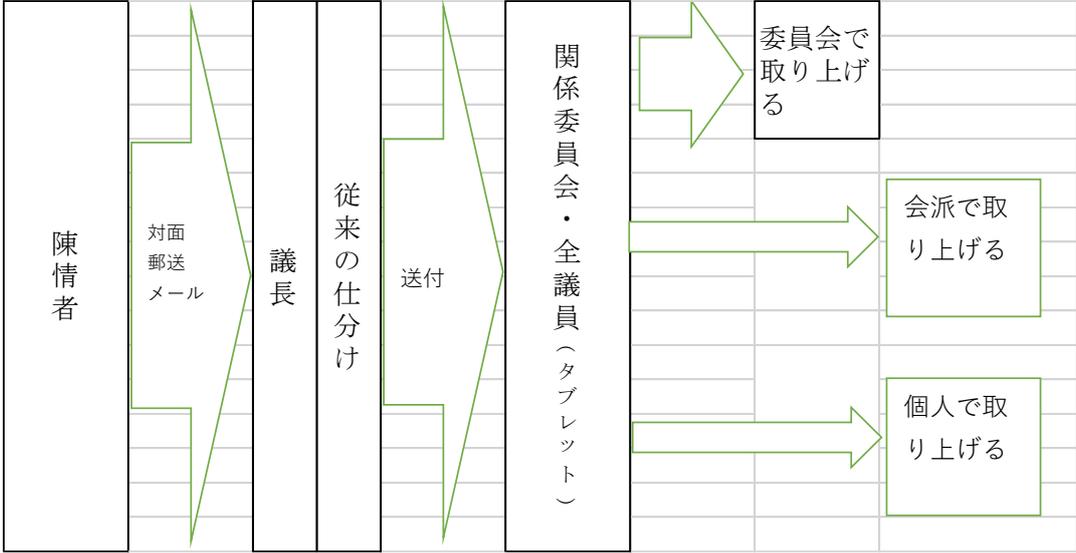
<p>紙面への「政務活動費 を使って作成している こと」の表示</p>	<p>【山水海】要 表示は必要→公費充当の説明は必要。  【超党みらい】要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定  【創風会】要  【公明クラブ】要</p>
<p>広報費を充当できない 期間の設定</p>	<p>【山水海】要 改選 3 か月前から充当できない→最初は厳しく  スタート。3 か月が妥当と判断。  【超党みらい】要 裁判の判例や他市の先例等に基づいて設定  【創風会】要 3 ヶ月前  【公明クラブ】改選の 3 カ月前まで</p>

## 陳情の処理方法について（各会派の意見）

各会派からの意見（R6.8.1 議会運営委員会資料）

会派名	提案いただいた事項	具体的な案
山水海	①陳情の具体的な処理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が受け付けた陳情を適宜、議長・副議長、議運委員長・副委員長によって各委員会に振り分け送付する。（併せて全議員に送付する。）なお、委員会に振り分ける際には、基準を適用せず、単純に振り分ける。</li> <li>・当該振り分けられた陳情を適宜、委員会開催時に、委員会で議題として取り上げ、調査・研究するか否かを判断する。（判断する基準は特に設けない。）</li> </ul>
	②陳情者への返し方	各委員会での審議の内容を伝える。例えば「今後の参考とさせていただきます。」「今後、所管事務調査として対応させていただきます。」等
超党 みらい	①陳情書取扱基準の修正案	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 陳情書取扱基準(1)について「趣旨、願意等が不明瞭で判然としないもの」とあるが、不明瞭とはどの程度のことか目安が必要。過去、題目とその内容が異なるものがあったり、議会に関する要望事項であるのに、執行部に働きかけを依頼するというようなものがあった。</li> <li>(2) 特定の個人名の記載があり黒塗りにしないと公開できないようなものは配布とする。</li> <li>(3) 浜田市内に居住せず通学通勤や活動もしていない浜田市との関与がない方からの陳情は配布とする。</li> <li>(4) 一般市民のマナーや個人の信条から派生する行動に関するものについては配布とする。</li> </ol>
	②請願書・陳情書の様式案	書式は、浜田市や出雲市など他市においてもホームページ上に既に掲載されている。この書式に従って請願書・陳情書はA4サイズ1枚に願意や理由をまとめる。ただし、別添として補足資料の添付は認める。
公明 クラブ	①陳情書取扱基準の修正案	これまでの基準に、「特定の個人に行為を求めるもの」を追加する。（文言は検討が必要）

【参考】R6.7.2 議会運営委員会資料から抜粋

会派名	陳情の具体的な処理方法等 (対面・郵送・オンライン共通)
創風会	すべて審査する。(従前の対面提出と同様の取扱い)
超党みらい	<p>すべて審査する。(従前の対面提出と同様の取扱い)</p> <p>①審査しやすいように陳情書の書式(願意と理由)を統一する。(※書式に適合していないものは配付とする。)</p> <p>②受け付けた後、審査せず配付に留める条件(陳情書取扱基準)を再度検討する。</p>
公明クラブ	<p>すべて審査する。(従前の対面提出と同様の取扱い)</p> <p>①陳情書取扱基準の見直しが必要と考える。</p>
山水海	<p>①議長が、対面・郵送・メールで受け付けた陳情を、適宜仕分け後に関係委員会及び全議員に送付し、共有する。</p> <p>②委員会で所管事務調査する・しないは、何らかの基準に基づき各委員会が判断する。(よって、付託ではないので、採択又は不採択を議決しない。)</p> <p>③委員会で調査されなかった陳情は、個人又は会派としての対応も可とする。</p> <p>④委員会への仕分けは、従来どおり議長、副議長、議運委員長、副委員長が行う。</p> 

## 令和 7 年度議員改選に向けた議員定数について

各会派からの意見 (R6. 8. 1 議会運営委員会資料)

会派名	人数	理由
山水海	①22 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員会の構成 7 名×3 委員会+議長</li> <li>・ 現定数から間もなく、改選前より増して広聴機能も充実してきている。また、議会改革も進めて、評価もされている。このような中、定数については、もう一期様子を見るべき。</li> </ul>
	②19 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考 (柳楽委員長の聞き取り結果) のとおり、特に問題なければ、6 名×3 常任委員会+議長で良いのでは。</li> <li>・ 人口減少が進む中、定数について考える必要がある。</li> </ul>
超党みらい	22 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域井戸端会などの高評価の活動を維持するため</li> <li>・ 議員一人当たりの人口は松江出雲以外では一番高い状態</li> <li>・ 定数削減は議会の監視機能等の低下になるため</li> </ul>
創風会	①22 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長+3 常任委員会×7 名</li> </ul>
	②19 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長+3 常任委員会×6 名</li> </ul>
公明クラブ	22 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の定数のままで、市民の負託に応えるための議員の資質向上や、議会力を強化することを優先。</li> </ul>

## ◆本会議における請願に対する質疑について

浜田市議会会議規則には、本会議での請願紹介議員の説明等に関する規定はなく、委員会での審査において請願紹介議員の出席を認める規定がある。

現在は、本会議において、議員に請願に対する質疑の有無を諮り、質疑がある場合は紹介議員が答弁するという議事運営を行っているが、この運営は法的に根拠のないものであることから、議会運営委員会での協議を経て今後の方針を決定する。

### 1. 現在の議事進行

請願についても、市長提出議案と同様、議案質疑の際に、請願を議題として、議員に質疑の有無を諮る。質疑があった場合は、紹介議員が答弁し、質疑終了後に、続けて委員会付託する。

#### 【実際の本会議での議事】

これより請願の質疑、委員会付託を行います。

日程第〇 請願第〇号 △△△関する請願について、を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑がある場合の答弁者（紹介議員）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終わります。

請願第〇号は、「請願文書表」のとおり、産業建設委員会に付託します。

### 2. 浜田市議会会議規則

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第35条 会議に付する事件は、第88条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。（2項、3項は省略）



第88条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き ⇒市長提出議案等

①提出者の説明を聴き ⇒提案説明

②議員の質疑があるときは質疑 ⇒議案質疑

③議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託 ⇒委員会付託

### 3. 浜田市議会委員会条例

（紹介議員の委員会出席）

第63条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。
- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 4. 今後の議事進行

本会議では、請願の質疑を行わず、委員会付託のみとする。

(※紹介議員・執行部への質疑なし)

付託先委員会では、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができると定めているため（委員会条例第63条）、質疑は委員会で行うこととする。

なお、執行部は請願の提案者ではないため、執行部に対しては、願意に関して行政の内容がどうなっているかの現状や今後の施策の方向等について、確認することはできるが、願意の是非について質すものではない。

##### 【今後の本会議での議事】

これより請願の委員会付託を行います。

日程第○ 請願第○号 △△△関する請願について、を議題とします。

請願第○号は、「請願文書表」のとおり、●●委員会に付託します。

(複数あれば、続いて同様)